



cutting through complexity

討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」

リスク管理とより合致するマクロヘッジの会計処理

May 2014, Issue 2014/06

IN THE HEADLINES

kpmg.com/ifrs



「透明性があり、実務上運用可能で、かつ意思決定に有用な会計上の解決策とはどうあるべきかについて、誰もが考えを述べることのできる良い機会である」

— KPMGのグローバルIFRS金融商品サブ・リーダー、Enrique Tejerina

「動的リスク管理」とは、「オープン・ポートフォリオ」(すなわちいつもの追加(新たな取引または差替え)または減少(売却または満期)の対象となるポートフォリオ)が、ポートフォリオに関連する1つ以上のリスクを、識別、分析し、またリスクが軽減しているかまたはどのように軽減するかを決定する継続的なプロセスである。これらの活動では、オープン・ポートフォリオの価値及びリスク・ポジションの頻繁な変化を反映させなければならず、ポートフォリオの中の個別要素についてその数量及び時期を見積ることが求められる。さらに、リスクは純額ベースで管理されることが多い。

リスク管理と整合的なマクロヘッジの会計処理

現行のIFRS¹は、マクロヘッジの会計処理モデルを提供してはいるものの、その中には、一般的な動的リスク管理活動の一部の反映を限定してしまう制限が含まれている。

動的リスク管理活動は多種多様であり、これらを反映する会計モデルがなければ、企業のリスク・ポジションを財務諸表上で忠実に表現することが難しくなることがある。一部の企業は、リスク管理活動を正確に反映させることよりも、純損益のボラティリティを抑えることに焦点を当て続けている。

これらの問題に対応するため、IASBは、2014年4月17日にマクロヘッジの会計処理の新たなアプローチに関する討議資料(以下、DP)を公表した。2013年11月に最終化された一般ヘッジと同様に、マクロヘッジに関する会計処理のモデルも、ヘッジ会計の実務上の複雑性を削減する一方で、企業のリスク管理活動を一層反映させることを目的としている。プロジェクトには、根本的な会計に関する質問が含まれており、現行のヘッジ会計モデルの単なる修正ではない。

多くの業種への影響

IASBは、出発点として、銀行が行っている金利リスクに係る動的リスク管理を会計処理するために用いるモデルの開発に焦点を当ててきた。これらの動的リスク管理活動に関するマクロヘッジの会計処理は、銀行の財政状態、経営成績、及びオペレーション(多数の金融商品グループのリスク・プロファイルを捕捉しモデル化するシステムの必要性も含む)に、広範な影響を及ぼす可能性がある。

ただし、動的リスク管理活動は銀行の金利リスク管理に限定されるものではない。多くの業種にわたって、企業は、幅広い戦略、技法及びアプローチを用いて、動的リスク管理活動を行っている。これらの活動により、金利リスク、コモディティ価格リスク及び為替リスクが管理されている可能性がある。

現行の会計処理規定の問題点

現行のIFRSにおいては、同じまたは類似するリスクを有する商

品について、測定結果及び認識結果が異なる可能性がある。例えば、銀行は、貸付金及び預金から生じる金利リスクを削減するために金利デリバティブを用いることが多い。しかし、貸付金及び預金は、通常償却原価ベースで会計処理されるが、金利デリバティブは、純損益を通じて公正価値で測定される区分(FVTPL)として会計処理される。これらの異なる会計処理規定により、純損益のボラティリティが生じる結果となる。

この会計上のミスマッチに対処するため、現行のIFRSでは、企業に公正価値ヘッジ・モデルまたはキャッシュフロー・ヘッジ・モデルのいずれかの選択を認めている。しかし、これらのモデルも必ずしも動的リスク管理を映し出しているわけではない(上述の例では、銀行のリスク管理の主な目的は、金利エクスポージャーの金利リスクから生じる純利息マージンを確保することである)。また、現行の会計処理規定では、ヘッジ対象とヘッジ手段の一対一の紐付けが通常求められること、及び、オープン・ポートフォリオの動的な性質に会計処理を一致させるために、ヘッジ関係についてその変化を追跡し、かつ頻繁な調整が必要となることから、実務上も煩雑である可能性がある。

現行のIFRSには、例外として、「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ会計」について特別な規定が含まれている。これによれば、契約上のキャッシュフロー・ベースではなく、「行動予測ベース(behaviouralised basis)」に基づいてヘッジ対象に含めることができると認められることから(例:期限前返済が可能な固定利付住宅ローン)、動的リスク管理の一部の側面に対応している。ただし、このモデルは、金利リスクのヘッジのみに適用可能であり、その他のリスク(例:コモディティ価格リスク及び為替リスク)については用いることができない。さらに、企業は、資産及び負債の両方から構成される「純額」を指定することはできない。銀行は、これらの規定を実務上適用することは困難であり、またその結果が果たして財務諸表上で有用な情報なのかを疑問視していた。

¹ 具体的には、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」

ポートフォリオ再評価アプローチは解決策となるか？

議論を促すため、DPでは、マクロヘッジ会計のアプローチの1つとなりうる「ポートフォリオ再評価アプローチ（以下、PRA）」を提案しており、その内容は、公正価値ヘッジ・モデルにいくつかの点で類似している。

PRAによる会計処理

■ 管理対象のエクスポージャー

管理対象のエクspoージャーは、管理対象のリスクの変動を識別及び再測定し、変動による利得と損失を純損益に認識する。再測定は、現在価値技法を用いて行われる。

■ リスク管理手段となる金融商品

リスク管理を行うためのデリバティブ（すなわち、リスク管理手段）は、FVTPLで引き続き認識する。

■ ヘッジ会計処理の効果

企業の動的リスク管理活動に係る経営成績は、上述の純損益に認識する測定の相殺効果により捕捉される。

■ その他のリスク

管理されていないリスクはこのアプローチの対象とはならない（すなわち、PRAは完全な公正価値モデルとは異なる）。

IASBは、以下の理由により、現行のヘッジ会計モデルよりもPRAの方が実務上適用し易いと予想している。

- 会計処理の結果がリスク管理活動と整合している。
- 管理対象のエクspoージャーとリスク管理を行うためのデリバティブの間の具体的な相関関係は求められない。

PRAに関する2つの適用範囲の選択肢

DPでは、PRAの適用範囲について、2つの選択肢を提示している。それらはPRAが動的リスク管理に係る3つの要素—すなわち、リスクの識別、リスクの分析、及びヘッジを通じたリスクの軽減のすべてを含むか否かにより異なる。

適用範囲の選択肢	説明
「動的リスク管理に焦点を当てた」アプローチ	<p>動的リスク管理に係る3つの要素うち1つ以上存在する場合、PRAが適用される一例：ヘッジされているか否かに関わらず、すべてのオープン・リスク・ポジションの純額についてPRAが適用される。</p> <p>すべての動的リスク管理ポジション</p>
「リスクの軽減に焦点を当てた」アプローチ	<p>動的リスク管理に係る3つの要素すべてが存在する場合、PRAが適用される一例：企業がヘッジを用いてリスク軽減活動を行った場合にのみ、PRAが適用される。</p> <p>リスクの軽減がポートフォリオ・ベースで行われているヘッジされたサブ・ポートフォリオ（3つのポートフォリオ）</p> <p>ポートフォリオのヘッジされた割合 (例:各ポートフォリオの60%)</p>

リスク管理との合致の程度

主に問題となるのは、動的リスク管理活動をどの程度まで会計処理に反映させるかということである。DPでは、現行のヘッジ会計モデルよりも、PRAの適用範囲を広げることになる多数の事項を討議している。

DPでは、管理対象の金利リスクに対するエクspoージャーに以下の事項を含めるべきか否かについて質問している。

- パイプライン取引（pipeline transactions）—すなわち、募集利率（advertised rates）により固定利付商品が実行される予定数量

- エクイティ・モデル・ブック（equity model book）—すなわち、金利のように、目標とする最低リターンを分配（earn）するように管理される企業の資本
- コア要求払預金負債及び期限前返済リスクに関連する行動予測を加味した期待キャッシュフロー（behaviouralised expected cash flow）

DPはまた、リスク・リミットの利用、ならびに移転価格及び内部資金取引に用いられる指標を含む、動的リスク管理のその他の側面についても考慮している。

検討に当たり矛盾点もある。すなわち、PRAの対象に多くが織込まれるほど、ヘッジ会計は動的リスク管理活動により合致する。しかし、適用範囲が広がるほど、従来の会計概念と整合的な部分が少なくなる可能性がある。

強制か任意か？

DPは、PRAを強制適用すべきか、または選択適用にすべきかを質問している。ヘッジ会計の適用はこれまで任意であったため、動的リスク管理活動に係るPRAを強制適用とした場合、大幅な変更となる。

コメントの募集

この問題の複雑さ、リスク管理の多様な実務、及び銀行の財政状態および経営成績に与える広範な影響を考慮し、コメント期間を通常より長く6ヶ月としたことは歓迎すべき決定である。企業もまた、新たな概念とはどのようなものであるかについて真剣に取り組むために、この追加的な期間が必要である。

これは、透明性のある、実務的かつ意思決定に有用なマクロヘッジの会計処理モデルの開発に利害関係者が参加する良い機会である。IASBによるコメント期限は、2014年10月17日である。

この論点に関する詳細は、IASBのDPに関する公表物またはKPMGの担当者より入手可能である。

背景

IASBは、このプロジェクトの最初のデュー・プロセスとして、2014年4月17日にマクロヘッジ会計に関するDPを公表した。プロジェクトには会計処理についての根本的な質問が含まれるため、IASBは直接公開草案を公表するには至らなかった。

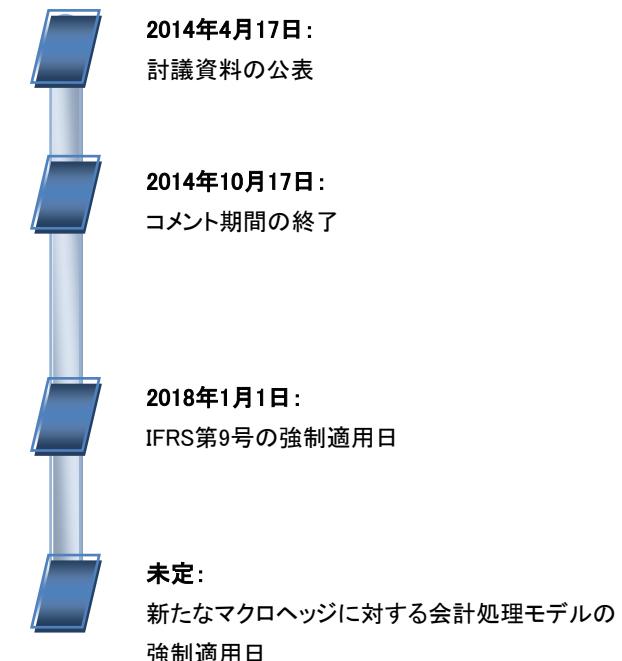
IFRS第9号との関係

2008年11月以降、IASBは金融商品会計基準(IAS第39号)を、改善かつ簡素化した基準となるIFRS第9号「金融商品」に差し替える作業を行っている。IASBは、プロジェクトのヘッジ会計に関するフェーズを、一般ヘッジ会計及びマクロヘッジ会計の2つに分割した。2013年11月19日、IASBは、一般ヘッジに関する新たな会計基準(IFRS第9号「金融商品」(2013年版))を公表した。

IASBは、IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とすることを暫定的に決定した。マクロヘッジ会計のプロジェクトは、この適用日に間に合わなくなることを回避するため、IFRS第9号の開発から分割されることになった。

一般ヘッジ会計モデルとマクロヘッジの会計処理モデルが密接に関係していることから、IASBは、マクロヘッジ会計プロジェクトの結果を受けた規定が適用となるまで、企業がIFRS第9号(2013年版)の一般ヘッジ会計モデルの適用を遅らせる会計方針の選択を行うことを認めている。IASBはまた、IAS第39号81A項の金利リスクに関するポートフォリオのヘッジに公正価値ヘッジ会計を認める例外を、IFRS第9号(2013年版)の一般ヘッジ会計モデルにも引き継いでいる。

スケジュール



編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS IN THE HEADLINESは、KPMGが隨時発行する、IASBの公開草案、新基準、その他の関連情報についてのニュースレターです。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.